「国土強靱化年次計画 2020 (素案の検討資料)」に関する 意見募集の結果について

令和2年6月18日 内閣官房国土強靱化推進室

内閣官房国土強靱化推進室では、令和2年4月23日(木)から5月11日(月)まで、国土強靱化年次計画2020(素案の検討資料)に関するご意見を募集しました。 その結果、19名の個人・団体から56件のご意見をいただきました。

お寄せいただいたご意見のうち、本件に関連するものについて、意見の概要及び それに対する考え方を別紙のとおりまとめましたので公表いたします。なお、取り まとめの都合上、ご意見を適宜集約させていただいております。

お寄せいただいたご意見も参考に、本日、国土強靱化年次計画 2020 を決定しましたので、お知らせします。

貴重なご意見をお寄せいただき、誠にありがとうございました。

1. 意見募集の概要

意見募集期間:令和2年4月23日(木)から5月11日(月)

実施方法:電子政府の総合窓口[e-Gov]

意見提出方法:e-Gov 意見提出フォーム

2. 意見受付総数

56件

3. 意見の概要とそれに対する考え方

別紙「国土強靱化年次計画 2020 (素案の検討資料) に関する意見に対する考え方」

国土強靱化年次計画 2020 (素案の検討資料) に関する意見に対する考え方

意見の概要	意見に対する考え方
その場しのぎやまやかしの政策ではなく、自国の自給率を上げる、減災を目標とする	関係府省庁と共有し、今後の参考とさせ
政策を希望する。	ていただきます。
昨今のコロナ騒動で世界的にも大幅な方向転換を余儀なくされる状況になっている。	新型コロナに関する御意見については、
対策により一時的に税収が減り、支出が急増するが、多くの国民が安心し心身に余	関係府省庁・部局にお伝えします。
裕を持って暮らせる体制が整えば、自動的に消費行動が増え治安も良くなり精神疾	
患自殺率も減少し、結果的に景気もボトムアップで力強く改善し、現状の問題打破に	
繋がる可能性が考えられる。	
荷物のための航空便が増便されれば、個人輸入としての国内マスクの在庫数が増	関係府省庁と共有し、今後の参考とさせ
えマスク不足の解消に効果が見込まれる。	ていただきます。
国内市場のマスク不足解消のため、政府間の交渉に先行して、個人輸入のための航	
空便確保を配慮願いたい。	
国土強靱化で防災等も大事だが、コロナウイルスで全世界が被害を被っているた	関係府省庁と共有し、今後の参考とさせ
め、外交施策や国防施策に取り組むべきである。	ていただきます。
これまでの国土強靭化各年次計画、基本計画、また各々の自治体の地域計画では、	関係府省庁と共有し、今後の参考とさせ
子供への対応について言及が乏しい。また、要保護者、要配慮者という観点の記述	ていただきます。
になっている感がある。	
国民の通常の経済活動や生活が維持できなくなるような事態は、自然災害(地震、洪	
水、台風、噴火等)、今回のようなパンデミック、それ以外にも、大規模停電、原発や	
化学工場等の事故(有害物質の環境流出)、渇水(長期断水)、飢饉(大凶作)、恐慌、広	
域テロや有事等において想定されると思います。それらによる学校や保育所等の休	
校措置時や機能停止時に、その代替機能の立ち上げは必須と感じる。また、そういう	
時に備えて、例えば、学校のカリキュラムに、「災害時・パンデミック時・原発事故時・	
飢饉時・有事の時等におけるあなたの役割」というような単元を設けておくことが必要	
と思う。そこでの学びを礎に、各家庭での備えを含め、緊急事態が発生したときに適	
切な対処ができる国民を育てることにもなると思います。	
第1章4(1)2)①公共性の高い民間管理インフラ全体の強靱化方針に関し、民間が	
管理・運営している国民の生活や経済活動を支える重要インフラについて、大規模災	
害時においても機能が保てるよう、国・自治体における支援体制を強化していくととも	
に、防災対策に係る費用面、体制面も含めて検討を行う。	
特に国民生活に浸透している無線サービス(携帯電話、スマートフォン)に関し、公益	
性が高いにも関わらず、採算面の問題からサービスエリア外で無線サービスが利用	ていただきます。
できない国民がいる。	
現在では、自治体が無線サービスの「ETWS」による情報発信を防災対策に利用する	
のは当然となっている観点からも、総務省は、民間への費用面での支援体制を強化	
し、全国民が無線サービスを利用できる環境整備を推進する必要がある。	
また、サービスエリア化に際しては、国土強靭化に鑑み、特定の民間事業者だけで	
なく、総ての民間事業者の無線サービスが利用できるよう、設備の共同利用など、総	
務省で検討を行う。	
第2章2. 5-2)及び 6-1)の推進方針に関し、LPガス、石油ガス、LPGの表記が混在し	ご意見を参考に、整理しました。
ているため、文言の整理や追加等をお願いします。	
新型ウイルスへの対策を盛り込むことを望む。また、防災・減災を目的とするならば、	関係府省庁とも共有し、今回の感染症対
全国民に対する経済保障を十分に行うシステムを作るべき。今後、新型ウイルスの	
第二波、第三波といったとき、再び外出制限や都市封鎖が必要になるはずである。	
そうであれば、経済保障の範囲とスピードは大変重要な課題であり、加えて、教育保	
障もしなければ当然社会の停滞は避けられない。経済保障と教育保障の二点は、必	
ず防災・減災体制に組み込んでしかるべきである。	

「正直な情報公開」と「指標や情報の見える化」の実現に向け仕組み(システム)を作 関係府省庁と共有し、今後の参考とさせ ていただきます。 る。 災害発生時や災害後初期には、情報の混乱により災害の拡大や復旧の妨げとなる 事象が改善されない。 「正確な情報による行動を」と広報される内容があいまいで、信用に足る内容なのか 検証できずに黙認するしかないのが現状である。 原因としては、災害発生の都度に情報の公開システム等を模索・構築し、安定化運用 させるまでに時間がかかっている。 システム構築手順の標準化や必要業務の単純化を常時行うなど、広報または担当部 門を強化しシステム構築能力向上と、表記内容の仕組みを常時構築しておき、災害 内容に応じ修正・展開する事で早期の安定運用化を図ることなどで減災への一助と する。 国土強靱化には、まずは国土の防衛をきちんとすべきである。 関係府省庁と共有し、今後の参考とさせ ていただきます。 現在進行中の新型コロナウイルスへの対応に伴い、多くの企業へテレワークが浸透 関係府省庁とも共有し、今回の感染症対 しつつあることや、製造部門の国内回帰の重要性が認識されるなど、世の中が大きく 策の知見等を踏まえて検討してまいりま 変わりつつあります。 このように、日本に限らず世界規模でアフターコロナへの迅速・的確な対応が必須で あり、この計画についても、テレワークや反グローバル、安全保障のような観点を組 み込み、抜本的に見直しが必要です。 第1章1(2)1)官民連携の促進と「民」主導の取組を活性化させる環境整備に関し、 関係府省庁と共有し、今後の参考とさせ 「民間事業者への情報の徹底した提供・共有や連携により、国土強靱化に資する自 ていただきます。 主的な設備投資等を促すとともに、PPP/PFI を活用したインフラ整備や老朽化対策 等を進めるほか、民間の投資を一層誘発する仕組み(例えば、規制の見直し、税制の 活用等)の具体化を着実に進める。」としているが、安全保障上の観点、災害発生時 の機動的対応が可能になるよう、官主導で地元の企業を優先していく。 第1章2(1)防災・減災、国土強靭化のための 3 か年緊急対策の集中的な実施及び 基本計画に基づき、必要な予算を確保 (2) 進捗管理に関し、「160 項目の緊急対策について、事業拡充や制度改正等も行 し、オールジャパンで防災・減災、国土 いつつ、平成 30 年度から令和2年度までの3年間で、財政投融資の活用や民間事 強靱化を進め、国家百年の大計として、 業者等による事業を含め、おおむね7兆円程度を目途とする事業規模で実施し、必 取組を進めてまいります。 要な対策を完了・概成又は大幅に進捗させることとしている。」としているが、わずか 7兆円では消費増税やコロナ騒ぎで失われた GDP を回復させるレベルには程遠い。 3か年で20兆円規模にまで拡充させ、更に10年後まで延長させる。長期計画にする ことで、参入企業の投資への躊躇を取り払い、機器や人材投資を活発化させる。10 年計画の投資規模は最低でも年間10兆円とする。 第1章4(1)1)②に関し、東京一極集中による災害時のリスク軽減のための推進方 第2章2. 5-1)において、「企業の本社 針が示されているが、地方への移転を促進するために、大胆な減税等の措置を講じ人機能等の地方移転・拡充をオフィス減 るべきである。 税・雇用促進税制等により積極的に支援 する」と記載しているところです。ご意見 については関係府省庁と共有し、今後の 参考とさせていただきます。 第1章4(1)2)に関し、公共性の高い民間インフラを中心とした官と民の連携が示さ 第1章4(1)2)①において、「重要インフ れているが、関空の閉鎖や北海道でのブラックアウトのそもそもの原因分析が足り ラについて、大規模災害時においても機 ない。主因として「利益最優先の民間」に主導権を渡してしまったことで、災害発生時 能が保てるよう、国・自治体における支 の対応、事前準備が後手に回ったことは否めない。官民一体から官主導に仕切り直|援体制を強化していくとともに、防災対策 しすべきである。 に係る費用面、体制面も含めて評価・検 討を行う」と記載しているところです。ご 意見については関係府省庁と共有し、今 後の参考とさせていただきます。 第2章2. ■1 直接死を最大限防ぐに関し、最重要課題であり、一刻の猶予も許され | 関係府省庁と共有し、今後の参考とさせ ていただきます。 ない。これの遅延による死傷者の発生は、人災ということになる。今後1年の間に全| てが実現できるよう、予算を増額すべき。予算は、「国民の資産となる国債」発行で賄 えば、財政上も全く問題にならないはず。 第2章2. 2-2)多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生に関し、計画中の高速 関係府省庁と共有し、今後の参考とさせ 道路、幹線道路の早期実用化を図るべく、予算を投入すべき。 ていただきます。

ᄷᇰᅔᇰᇰᄼᄱᄼᅶᄁᄀ고ᄝᇰᄝᄼᄗᄣᄭᇰᅅᇿᆛᄝᄭᇉᄜᆝᅟᆂᅏᄜᇰᇰᆛ	田広告小士 サナ へんるカオーナル
第2章2.2-4)想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱に関し、事務職のテレワ	
一ク原則を徹底することで都市部での昼間人口を抑制し、帰宅困難者となる可能性	ていただきます。
のある総数を減少させる。そのために、PC やシステム投資への補助金等を充実させ	
る。人口の分散化で、都市部から地方への投資が活性化できる。	
	明なウルウトサナー 人名のグストナル
第2章2.3-1)被災による司法機能、警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会	
の混乱及び3-2)首都圏等での中央官庁機能の機能不全に関し、テレワーク推進で首	ていただきます。
都や都市部への府省や企業の集中回避を図り、首都の機能不全をあらかじめ抑制	
することが可能となる。	
	即反応公亡します。 人名の名名しさし
第2章2.5-1)サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による国際競争力	
の低下≪重点≫及び 5-2)エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチ	ていただきます。
エーンの維持への甚大な影響に関し、各地域への高速道路網拡充、エネルギー供給	
拠点の分散化でサプライチェーン、エネルギー供給網の複数確保が可能となる。そ	
のための投資は惜しむべきでない。	
	明なウルウトサナー 人名のグストナル
第2章2.5-4)海上輸送の機能の停止による海外貿易への甚大な影響及び 5-5)太平	
洋ベルト地帯の幹線が分断するなど、基幹的陸上海上交通ネットワークの機能停止	ていただきます。
一による物流・人流への甚大な影響≪重点≫に関し、日本の港湾扱い量ランキング低	
下は過去の投資抑制によるもので、それが災害対応能力の低下にも繋がっている。	
港湾整備についても予算拡大が必須。	
第2章2. 5-8)食料等の安定供給の停滞≪重点≫に関し、何より食料自給率の向上	
が大前提である。30 年計画で 100%自給率達成を目指し、まずこの 10 年間で、60%に	ていただきます。
まで引き上げる。そのために、農業(特に無農薬・無化学肥料、自然農法)への投資	* *
促進、補助金の拡充を実現する。	
	明広立小さします。 へん ヘシネーキュ
第2章2.5-9)異常渇水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響に関	
し、非常時対応のみならず、平常時からの安全保障上の観点から、全ての水源地か	ていただきます。
ら外資を排除し、公営化を促進していくべき。	
第2章2.6-2)上水道等の長期間にわたる供給停止≪重点≫及び 6-3)汚水処理施設	関係府省庁と共有し 今後の参考とさせ
等の長期間にわたる機能停止に関し、PPP/PFI等の活用では非常時の対応が疎か	ていただきます。
になりがちで、安全保障上の観点からもリスクが高いので、外資排除は勿論のこと、	
基本官主導で強力に推進すべき。	
第2章2.6-4)新幹線等基幹的交通から地域交通網まで、陸海空の交通インフラの長	関係府省庁と共有し、具体の施策実施に
期間にわたる機能停止に関し、複数のルートを確保するためにも整備計画中の路線	
	当だりにの参考とさせていたとさより。
全てで着工し、10年以内に全ての完成を目指すべき。	
第2章2. 7-1)地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生≪	関係府省庁と共有し、今後の参考とさせ
重点≫ に関し、テレワークの推進で都市部から地方への官庁、企業の移転を促進さ	ていただきます。
せ、跡地を避難場所等として再整備することで対応すべき。	
第2章2. 7-6)農地・森林等の被害による国土の荒廃≪重点≫に関し、農地・森林等	関係庁とける 一
は、日本国土の根幹をなすもので、災害予防や災害時の復旧は重要課題である。具	(いたたきます。
体的な投資金額も明記して推進すべき。	
第2章1. のベンチマーク指標ソフト施策に【環境】「抜本的な鳥獣捕獲強化対策」にお	関係府省庁と共有し、今後の参考とさせ
けるニホンジカの個体数目標との記載があるが、ニホンジカによる農林水産業に対	
	* *
する食害は大変大きくなってきているため、捕獲と処分に関してさらにアクセスしや	
すくなるような制度設計をお願いしたい。捕獲から処分までを実施しやすくするため	
の規制緩和や実施のガイドライン整備を一律的に進めていただきたい。	
本件の意見募集期間を30日未満としたのは、なぜか。	国土強靱化年次計画は、行政手続き法
十二 V 応元分末701回で OV 日小側にしたV/16、16 に 11 0	
	に定めるパブリックコメント制度の対象
	ではありませんが、広く意見を募る観点
	から任意で実施したものであり、策定作
i	かり仕息で天心しにもいでめり、東足TFI
	業スケジュールを踏まえて意見募集期
HTD-7	業スケジュールを踏まえて意見募集期 間を設定したものです。
使用する文言の表記を統一したほうがよい。	業スケジュールを踏まえて意見募集期間を設定したものです。 ご意見を参考に、統一しました。
使用する文言の表記を統一したほうがよい。 大雨降水時に、宅地内の升の隙間から宅地内の雨水が流入することが原因で、浄化	業スケジュールを踏まえて意見募集期間を設定したものです。 ご意見を参考に、統一しました。
大雨降水時に、宅地内の升の隙間から宅地内の雨水が流入することが原因で、浄化	業スケジュールを踏まえて意見募集期間を設定したものです。 ご意見を参考に、統一しました。 関係府省庁と共有し、今後の参考とさせ
大雨降水時に、宅地内の升の隙間から宅地内の雨水が流入することが原因で、浄化槽に流入する雨水が浄化槽のタンク容量の数倍となってマンホールから溢水するこ	業スケジュールを踏まえて意見募集期間を設定したものです。 ご意見を参考に、統一しました。 関係府省庁と共有し、今後の参考とさせ
大雨降水時に、宅地内の升の隙間から宅地内の雨水が流入することが原因で、浄化槽に流入する雨水が浄化槽のタンク容量の数倍となってマンホールから溢水することが度々発生している。これは、建築物に付属する汚水配水管の雨水浸水に対する	業スケジュールを踏まえて意見募集期間を設定したものです。 ご意見を参考に、統一しました。 関係府省庁と共有し、今後の参考とさせていただきます。
大雨降水時に、宅地内の升の隙間から宅地内の雨水が流入することが原因で、浄化槽に流入する雨水が浄化槽のタンク容量の数倍となってマンホールから溢水することが度々発生している。これは、建築物に付属する汚水配水管の雨水浸水に対する規制がないためである。住民にとっては大雨時の溢水は大問題であり、大災害だけ	業スケジュールを踏まえて意見募集期間を設定したものです。 ご意見を参考に、統一しました。 関係府省庁と共有し、今後の参考とさせていただきます。
大雨降水時に、宅地内の升の隙間から宅地内の雨水が流入することが原因で、浄化槽に流入する雨水が浄化槽のタンク容量の数倍となってマンホールから溢水することが度々発生している。これは、建築物に付属する汚水配水管の雨水浸水に対する	業スケジュールを踏まえて意見募集期間を設定したものです。 ご意見を参考に、統一しました。 関係府省庁と共有し、今後の参考とさせていただきます。
大雨降水時に、宅地内の升の隙間から宅地内の雨水が流入することが原因で、浄化槽に流入する雨水が浄化槽のタンク容量の数倍となってマンホールから溢水することが度々発生している。これは、建築物に付属する汚水配水管の雨水浸水に対する規制がないためである。住民にとっては大雨時の溢水は大問題であり、大災害だけ	業スケジュールを踏まえて意見募集期間を設定したものです。 ご意見を参考に、統一しました。 関係府省庁と共有し、今後の参考とさせていただきます。

国土強靭化基本計画の基本的な方針には「非常時に防災・減災等の効果を発揮する 関係府省庁と共有し、今後の参考とさせ のみならず、平時にも有効に活用される対策となるよう工夫すること」と明記されてい る。年次計画の見直しにあたっては、当該観点を含む基本的な方針を踏まえ、各分 野でより迅速なアクションに繋がるよう実績のある具体的な対策を列記し、充実させ ることを提案する。

ていただきます。

都市ガス供給を受けるガスコジェネレーションシステム、燃料電池は、エネルギー政|関係府省庁と共有し、今後の参考とさせ 策においても平時の有効性(省エネ、省CO2、省コスト、電力需給ピークの緩和等)が 評価されており、都市ガスの供給信頼性により継続的な発電が可能である。平成 30 年の北海道胆振東部地震によるブラックアウトや令和元年房総半島台風等による長 期停電では、ガスコジェネレーションシステムや家庭用燃料電池が病院、介護施設 の医療機能の維持や保育園や一般家庭の生活機能の維持等に大きく貢献した。ま た、太陽光やガスコジェネレーションシステム等によるエネルギーの面的利用によ り、地域の防災拠点として貢献し、非常時も分散型エネルギーシステムが機能するこ とが証明された。

ていただきます。

また、上記台風による長期停電は夏季に発生したため冷房も必要であったが、停電 時自立機能を持つGHP空調機が稼働し、冷房の維持とコンセントへの給電に貢献し

以上を踏まえ、停電時自立機能を持つコジェネレーションシステム、燃料電池、GHP 等の導入に関してその重要性が一層明確化されることを要望する。

第1章4(1)2)②を、次のように記載いただきたい。

自家用発電設備や蓄電システム、定置用燃料電池の導入を支援するとともに、再生 可能エネルギーやコジェネレーションシステムなど、令和元年房総半島台風による停 電時にも稼働した実績のある自立・分散型エネルギーの導入を促進する。

自立・分散型エネルギーの導入につい ては、令和元年房総半島台風による停 電時にも稼働した実績に関わらず導入 を促進していくため、原文のままとさせ ていただきます。

第1章4(3)を、次のように記載いただきたい。

指定避難所以外の開設や、ホテル・旅館の活用等に向けた停電時自立機能を持つコ ジェネレーションシステムや燃料電池等の自立・分散型エネルギーの導入、避難者 のための十分なスペースを確保できるよう準備をしておくことが必要である。

第2章2. 2-1)及び 5-8)の推進方針を、次のように記載いただきたい。

停電時自立機能を持つコジェネレーションシステムや燃料電池等の自立・分散型エ ネルギー

当該箇所については、感染症対策のた めの避難者の十分なスペース確保の対 策について記載しているため、原文のま まとさせていただきます。

当該部分は、コジェネレーションシステ ムや燃料電池に限らず、再エネ電源等 様々な分散型エネルギーの導入を促進 していく必要があること、また前後で「再 エネ発電設備」、「自家発電設備」、「多様 なエネルギー源の活用」に言及している ことから、個別設備を例示せず「自立・分 散型エネルギー」としても包含すると考 えており、原文のままとさせていただき ます。

第2章2. 2-1)の推進方針に関し、「空調」の記載を「停電時自立機能を持つガスヒート ポンプ(GHP)空調機」と記載いただきたい。

GHP は、室外機のコンプレッサーをガス エンジンで駆動し、ヒートポンプによって 冷暖房を行う空調システムですが、原文 は空調そのものを指すため、原文のま まとさせていただきます。

第2章2. 2-1)の推進方針を、次のように記載いただきたい。

再生可能エネルギー、停電時自立機能を持つコジェネレーションシステムや燃料電 池等を活用した地域マイクログリッドの導入

地域マイクログリッドの主眼は地域に存 在する再生可能エネルギーの活用であ り、その他の設備は再エネ電源の自立 的な活用に必要な調整力設備という位 置づけのため、わかりやすさの観点か らその他の設備は「分散型電源」と総称 しているため、原文のままとさせていた だきます。

第2章2.2-6)の推進方針を、次のように記載いただきたい。

避難所以外へ避難する者の発生を考慮し、ホテルや旅館等への停電時自立機能を 持つコジェネレーションシステムや燃料電池等の自立・分散型エネルギーの導入や 正しい感染症予防の情報を行き渡らせる方策を、各地方公共団体において計画してます。 おく。

当該箇所は、避難所以外での感染拡大 防止に関する取組について記載してい るため、 原文のままとさせていただき

第2章2. 2-7)の推進方針を、次のように記載いただきたい。 防災機能強化のために停電時への対応 トイレや自家発電設備、再生可能エネルギーや停電時自立機能を持つコジェネレ を備えることは重要ですが、そのための ションシステム等の自立・分散型エネルギー、停電時自立機能を持つGHP空調機の 方法は様々であり、ガスヒートポンプ 導入 (GHP)空調機など特定の手段を政府と して推進するものではないため、原文の ままとさせていただきます。 地域マイクログリッドの主眼は地域に存 別紙1の4. 及び別紙5の 6-1)の【経産】災害時に自立した電力供給が可能な地域マ イクログリッドの構築支援に関し、次のように記載いただきたい。 在する再生可能エネルギーの活用であ (前略)災害時に再エネ電源や停電時自立機能を持つコジェネレーションシステムや り、その他の設備は再エネ電源の自立 燃料電池を組み合わせて活用して地域に自立的な電力供給を可能とするシステム 的な活用に必要な調整力設備という位 は(後略) 置づけのため、わかりやすさの観点か らその他の設備は「分散型電源」と総称 しているため、原文のままとさせていた だきます。 別紙1の11. の【経産・国交・環境】地域資源の活用を通じた地域循環共生圏の構築 当該部分は、原文の「再生可能エネルギ とレジリエンス向上に関し、次のように記載いただきたい。 -等を活用した持続可能な災害に強い 地域の資源である再生可能エネルギーや停電時自立機能を持つコジェネレーション 自立・分散型エネルギーシステム」や システム等を活用した持続可能な災害に強い自立・分散型エネルギーシステムの構 「再生可能エネルギー設備や省エネ・省 築を推進する。また、建築物・住宅に再生可能エネルギー設備や停電時自立機能を CO2 性の高いシステム・設備機器」に含 持つコジェネレーションシステムや燃料電池をはじめとした省エネ・省 CO2 性の高い まれる表現と考えており、重複する記載 システム・設備機器等を導入し(後略) となるため、原文のままとさせていただ きます。 別紙5の 6-1)の【環境】災害時に役立つ再生可能エネルギー等の自立・分散型エネ ご意見いただいた別紙5の 6-1)及び同 ルギー設備に関する整備等の支援に関し、次のように記載いただきたい。 一記載のある別紙1の4.を修文しまし 令和2年度に実施すべき事項:再生可能エネルギー、停電時自立機能を持つコジェ た。 ネレーションシステムや燃料電池等の自立・分散型エネルギー設備の整備等を実施 する 令和3年度以降に実施すべき事項:再エネ・蓄エネシステム、停電時自立機能を持つ コジェネレーションシステムや燃料電池等の整備等を実施する 第1章1(2)1)に関し、民間投資を促す具体的な方策とは何か。 民間投資を促す具体的な方策について 国土強靭化はインフラ設備への投資がメインとなると考えられるが、インフラ投資は は、当該項目において「民間事業者への 投資回収という観点で民間企業の参入は期待できない。国が直接投資をする公共事 情報の徹底した提供・共有や連携によ 業として実施するべきだと考える。 り、国土強靱化に資する自主的な設備投 資等を促すことや PPP/PFI を活用したイ ンフラ整備や老朽化対策、民間の投資を 一層誘発する仕組み(例えば、規制の見 直し、税制の活用等)の具体化を着実に 進める」等と記載しているところです。関 係府省庁と連携し、こうした取組の推進 に努めてまいります。 第1章4(1)1)に関し、東京一極集中のリスクを軽減させるための具体的な検討内 東京一極集中リスク軽減については、 容、並び KPI を設定するべき。 KPI の代わりにモニタリング指標を設定 しております。ご意見については関係府 省庁と共有し、今後の参考とさせていた だきます。 第1章4(3)に関し、感染症の拡大について国がもっと強い権限を発動できるように法 関係府省庁と共有し、今後の参考とさせ ていただきます。 改正をしようとすると考えられる。また、KPI として物資の確保も考えるべき。コロナ ウイルスの中でマスクや消毒用アルコールなどが不足していることが顕在化した。 第2章2. 1-2)に関し、消防団等の充実強化について、具体的な目標を数値化してほ | 関係府省庁と共有し、今後の参考とさせ ていただきます。 第2章2. 1-4)に関し、身を守る行動の取り方について、地域コミュニティの連携強化|関係府省庁と共有し、今後の参考とさせ も加えるべきだと考える。避難訓練や地域で協力した救済活動などに見られるメリッ ていただきます。 トは非常に大きいと考えられる。 第2章2. 1-5)に関し、地域コミュニティと連携した施設の保全管理などの対策の KPI 関係府省庁と共有し、今後の参考とさせ

ていただきます。

を示してほしい。

第2章2.3-2)に関し、首都圏での中央官庁が機能不全に陥って国会承認が出来な	関係府省庁と共有し、今後の参考とさせ
い場合の意思決定をどのように行うのか示してほしい。内閣総理大臣が決定するコ	ていただきます。
ンティンジェンシープランが必要だと考える。	
第2章2. 5-8)に関し、食料等の安定供給に関する KPI としては、食料自給率 100%を	関係府省庁と共有し、今後の参考とさせ
目指して欲しい。諸外国からの輸入が滞った場合に現在の日本の供給能力では必要	ていただきます。
な食料をまかなうことができないためである。これらはその他の物資においても同様	
である。生産拠点を国内にある程度持ち、リスク分散を図る必要がある。	
第2章2. 7-5)に関し、有害物質の拡大・拡散の対策に関しては、設備におけるリスク	関係府省庁と共有し、今後の参考とさせ
アセスメントの義務化を行うべき。	ていただきます。
北米においてはファシリティサイティングと呼ばれる手法で想定される被害について	
リスク評価を行い設備の設計、避難計画策定を行っている。	
現在の日本ではそうレーダーを認める法律はないため義務化を行ってほしい。	